

藤沢市介護施設等整備事業費補助金交付要綱

制	定	平成	28.	6.	1
改	正	平成	28.	7.	1
改	正	平成	31.	4.	1
改	正	令和	元.	9.	1
改	正	令和	3.	4.	1
改	正	令和	3.	10.	1
改	正	令和	4.	6.	1
改	正	令和	5.	4.	1
改	正	令和	5.	7.	7
改	正	令和	7.	4.	3
改	正	令和	8.	1.	5

(目的)

第1条 この要綱は、高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするための介護施設等の整備を進めるために、介護施設等を整備する事業者が負担する施設整備及び施設開設準備等に係る経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める事を目的とする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第2条 補助対象となる事業は、次の各号に掲げる事業の名称に応じ、当該各号に掲げる事業であって、「医療介護総合確保促進法に基づく藤沢市計画」（以下「市計画」という。）に基づいて行われるものとする。

- (1) 地域密着型サービス等施設整備事業 別表第1の1地域密着型サービス等施設整備事業の表に掲げる対象施設（サテライト型の事業所を含む。）に係る施設整備事業。（原則として単年度整備事業を補助対象とするが、神奈川県を設置する「地域密着型サービス等整備助成事業費補助金審査会」において複数年度の事業実施が認められた事業については、複数年度の整備事業を補助対象とすることができる。）
 - (2) 施設開設準備経費等支援事業 別表第1の2施設開設準備経費等支援事業の表に掲げる対象施設に係る施設開設準備経費等支援事業。
 - (3) 定期借地権設定のための一時金の支出事業 別表第1の3定期借地権設定のための一時金の支出事業の表の対象施設を整備するための用地に係る定期借地権等の設定に際して授受される一時金の支出事業。
- 2 補助対象経費は、別表第1の各表に掲げる補助対象経費の欄に掲げる経費とする。
- 3 対象施設が複数併設される場合における補助対象経費は、対象施設ごとに計

上するものとする。

- 4 対象施設に補助対象ではない他の施設が併設される場合における補助対象経費は、対象施設に係る経費を当該他の施設に係る経費と明確に区分した上で計上することとし、区分することが容易でない経費については適切に按分して計上することとする。
- 5 別表第1の1の補助対象経費欄における「整備」とは、次に掲げる整備内容とする。

整備区分	整備内容
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。 ※空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）なお、現在定員を維持することを基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるようあらかじめ協議すること。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。） ※1、※2について同上。

- 6 別表第1の2のイに係る補助事業で導入する機器等は大規模修繕と何らかの親和性があるものとし、関連性が全くないものは対象外とする。

（補助基準額）

第3条 補助基準額は、次の各号に掲げる事業区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 地域密着型サービス等施設整備事業 別表第1の1地域密着型サービス等施設整備事業の表の対象施設ごとに、配分基礎単価の欄に掲げる額に単位の欄に掲げる数を乗じて得た額。
- (2) 施設開設準備経費等支援事業 別表第1の2施設開設準備経費等支援事業の表の対象施設ごとに、配分基礎単価の欄に掲げる額に単位の欄に掲げる数を乗じて得た額。

(3) 定期借地権設定のための一時金の支出事業 別表第1の3定期借地権設定のための一時金の支出事業の表の配分基準に整備に要する用地（同表アに掲げる本体施設を整備する際に、同表イに掲げる合築・併設施設を整備する場合においては、当該合築・併設施設整備のための敷地を含めることができる。）の面積を乗じて得た額に対象施設が建物全体に占める割合を乗じて得た額。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次に掲げるものを比較して最も少ない額（以下「補助基本額」という。）に、別表第1の事業区分ごとの補助率を乗じて得た額とする。

(1) 前条の規定による補助基準額

(2) 第2条第2項の規定による補助対象経費の実支出額

(3) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額（以下「総事業費等の額」という。）

2 前項の規定による補助金の額の算出に当たり、補助を受けようとする地域密着型サービス等施設整備事業が別表第2に定める国の特別措置に該当する場合は、別表第2により算出した加算額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。以下同じ。）を前項第1号又は第2号のいずれか少ない額に加算した上で、補助金の額を算出することができる。

3 複数年度の地域密着型サービス等施設整備事業においては、前2項により算出した補助金の額に当該年度の工事進捗率を乗じた金額を当該年度の補助金の額とする。ただし、当該進捗率は、100分の5の倍数となるよう設定しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、補助金（別表第1の1の表ア（1）に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る地域密着型サービス等施設整備事業を補助対象とする場合を除く。）の合計額は、本市に交付される神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金（以下「県補助金」という。）の額を上限とし、前項の規定により算出した各補助金の額の合計がこれを超える場合は、各補助金の額は、県補助金の額の範囲内で市長が定めるものとする。

5 前各項の規定により算出した補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

（補助事業の対象除外）

第5条 別表第3に掲げる事業又は経費は、補助の対象としない。

（補助対象事業者）

第6条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助対象事業となる施設において介護保険サービス事業を実施する指定事業者であるものとする。

2 補助対象事業者のうち、別表第1の1地域密着型サービス等施設整備事業、別表第1の2施設開設準備経費等支援事業のア及び別表第1の3定期借地権設定のための一時金の支出事業に係る補助対象事業者については、本市の介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をい

う。)に基づいて介護施設等を整備するために行われる藤沢市地域密着型サービス事業者等選定委員会又は藤沢市特別養護老人ホーム運営法人等選定委員会において選考された事業者とする。

- 3 市税を滞納している者は、補助対象事業者としない。
- 4 事業者が次の各号に該当し、かつ、適正なサービスを提供することができないと認められるときは、補助対象事業者としない。
 - (1) 介護保険法が定める欠格事由に該当するために、事業者が同法に基づく指定を受けることができないとき。
 - (2) 事業者が財政基盤の明確性又は経理処理若しくは財務管理の適正性に欠けていると認められるとき。
 - (3) 事業者が社会福祉法、老人福祉法、医療法又は介護保険法に違反し、これらの法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受け、当該処分期間中であるとき。
 - (4) 事業者が整備を行おうとする施設等の経営を目的として新たに法人として設立されたものである場合において、法人設立若しくは施設等整備に組織的に関与し、又は法人設立時の財産の過半を贈与するなど当該法人の設立について密接な関係を有する者又はその役員等が、社会福祉法、老人福祉法、医療法若しくは介護保険法に違反し、これらの法令に基づく処罰若しくは命令その他不利益処分を受けたとき、又は、社会福祉法、老人福祉法、医療法若しくは介護保険法に基づき、県若しくは市町村から文書による指導、指示若しくは勧告を受けたにも関わらず、これに従わないとき。
 - (5) その他、前各号に相当するものとして市長が認めたとき。

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、第2条第1項各号に掲げる事業ごとに、藤沢市介護施設等整備事業費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 藤沢市介護施設等整備事業費補助金所要額調書(第1号様式-別紙①)
 - (2) 事業計画書(第1号様式-別紙②)
 - (3) 役員等氏名一覧表(第1号様式-別紙③)
 - (4) 当該事業に係る収支予算書(見込書)の抄本(当該補助事業に係る予算額を明記したもの。)
 - (5) 別表第4の事業区分に応じた申請に必要な添付書類の欄に掲げる書類
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額を言う。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載

した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金交付の申請があったときは、交付の可否を審査の上、藤沢市介護施設等整備事業費補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の決定をする場合において、次のとおり指示又は条件を付けるものとする。

(1) 事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。

(2) 補助事業の内容又は経費配分を変更しようとする場合は、必要な手続きを経なければならない。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止、廃止を含む。）しようとする場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

(7) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。

(10) 賃借した建物を用いて地域密着型サービス等施設整備事業を行う場合は、建物所有者と補助事業者の間で締結する賃貸借契約書中に、この補助金を活

用して形成した資産の管理権者及び所有権者は補助事業者であることを明記しなければならない。

- (1) 補助事業者は、この補助金の対象経費について、重複して、他の法律又は予算制度に基づく補助を受けてはならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業に係る施設の開設に当たっては、人員の確保ができないことを理由とする開所予定時期の遅れや部分開所が生じないように、施設の運営に必要な人員を計画的に確保し、事業完了後、遅滞なく運営を開始しなければならない。
- (3) 補助事業者は、規則及びこの要綱の規定に従わなければならない。
- (4) 別表第1の2のイに係る補助事業については、申請時に計画していた大規模修繕を実施すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

3 市長は、前条第1項に規定する申請書を收受した日から起算して原則として3箇月以内に、申請者に対する第1項に規定する決定通知書による通知を行うものとする。ただし、本補助金の財源となる県補助金の本市に対する交付決定が遅れる場合その他のやむを得ない場合は、この限りでない。

(暴力団排除)

第9条 藤沢市暴力団排除条例第8条の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、前条第1項に規定する補助金の交付の可否の審査において、交付しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人の代表者又は役員のうち、第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
(事業の着手)

第10条 補助事業者は、事業に着手するときは、藤沢市介護施設等整備事業費補助金事業着手届(第3号様式)を提出しなければならない。ただし、補助事業が施設開設準備経費等支援事業及び定期借地権設定のための一時金の支出事業の場合は、規則第5条第1項ただし書の規定により、当該届出の提出を省略することができる。

2 申請者は、事業を完了するために必要な期間を確保する必要がある場合であつて市長が認める場合は、藤沢市介護施設等整備事業費補助金事業事前着手届(第4号様式)を提出することによって、第8条の規定による交付決定前に事業に着手することができる。

(事業の変更等)

第11条 補助事業者は、事業の計画を変更、中止又は廃止しようとするときは、

藤沢市介護施設等整備事業費補助金事業変更等承認申請書（第5号様式。以下「変更等承認申請書」という。）を提出して、市長の承認を求めなければならない。ただし、補助金の額に影響がないものであって経費の20パーセント以内の変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の変更等承認申請書が提出されたときは、その承認の可否を審査の上、藤沢市介護施設等整備事業費補助金事業変更等承認（不承認）通知書（第6号様式）により通知するものとする。

3 市長は、前項の承認の可否の審査に必要な場合は、補助事業者に対して必要な書類を提出するよう求めることができる。

4 補助事業者は、第1項ただし書の場合においては、藤沢市介護施設等整備事業費補助金事業変更届（第7号様式）を提出しなければならない。

（事業の完了）

第12条 補助事業者は、事業が完了したときは、藤沢市介護施設等整備事業費補助金事業完了届兼事業実績報告書（第8号様式。以下「完了届」という。）に、次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して15日を経過した日又は市長が別に定める期日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない

(1) 藤沢市介護施設等整備事業費補助金精算額調書（第8号様式一別紙①）

(2) 事業報告書（第8号様式一別紙②）

(3) 収支決算書又はこれに代わる書類

(4) 別表第5の事業区分に応じた完了時に必要な添付書類の欄に掲げる書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の完了届を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に沿って提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 補助事業者は、事業の完了後、市長に対し請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、補助金を交付する。

3 前2項の規定にかかわらず、第6条第3項に該当すると市長が認める場合は、補助金を交付しない。

（その他の手続）

第14条 定期借地権設定のための一時金の支出事業に係る補助事業者は、対象施設が開設したときは、定期借地権設定のための一時金の支出事業に係る対象施設開設報告書（第9号様式）を、開設後15日以内に市長に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、第12条第1項の完了届を提出後に消費税の申告により当該補助金に

係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、藤沢市介護施設等整備事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書（第10号様式）により、速やかに市長に対して報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社又は支所であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社又は本所（以下「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

2 前項の報告があった場合には、市長は当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の返還等）

第16条 市長は、補助事業者又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき。
- (3) 補助金交付の決定の内容又はこれに付した指示若しくは条件に違反したとき。
- (4) 第6条第3項に該当すると市長が認めるとき。
- (5) 第9条に該当すると市長が認めるとき。
- (6) 第10条、第11条、第12条、第14条又は第15条に規定する手続きをしなかったとき。
- (7) 事業の施行方法が不相当であると認められるとき。
- (8) 事業の施行について不正の行為が認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、交付することが適当でないと市長が認めるとき。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成28年6月30日）

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月30日）

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月5日）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年5月31日）

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月7日）

この要綱は、公表の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和7年4月3日）

この要綱は、公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和8年1月5日）

この要綱は、公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表第1（第3条、第4条関係）事業区分及び補助対象経費

1 地域密着型サービス等施設整備事業

細区分	配分基礎 単価	単位	補助対象経費	補助率
対象施設 (サテライト型の事業所を含む。)				
ア 地域密着型サービス施設等の整備（イに該当する場合を除く。）			<p>事業者自らが行う対象施設の整備であって原則として当該年度内に竣工する整備(施設整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費及び印刷製本費をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする）。</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>(注1) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項に規定する居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。</p>	10分の10
(1) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530千円	整備床数		
(2) 認知症高齢者グループホーム	41,500千円	施設数		
(3) 小規模多機能型居宅介護事業所	41,500千円	施設数		
(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330千円	施設数		
(5) 看護小規模多機能型居宅介護事業所	41,500千円	施設数		
(6) 認知症対応型デイサービスセンター	14,800千円	施設数		
(7) 介護予防拠点	11,000千円	施設数		
(8) 緊急ショートステイの整備	1,480千円	整備床数		
(9) 施設内保育施設	14,800千円	施設数		
(10) 藤沢市が指定する小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530千円	整備床数		
イ 介護施設等の合築等				
アに掲げる対象施設同士の合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる		
ウ 空き家（注1）を活用した整備				
(1) 認知症高齢者グループホーム	11,000千円	施設数		
(2) 小規模多機能型居宅介護事業所				
(3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所				
(4) 認知症対応型デイサービスセンター				
備考 災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。 a 土砂災害警戒区域				

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域

b 浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

- (a) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域
- (b) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域
- (c) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条第1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域

2 施設開設準備経費等支援事業

対象施設	配分基礎 単価	単位	補助対象経費	補助率
ア 介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費				
(1) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,036千円	定員数 （※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員とする。）	<p>補助対象期間は、同年度の開設日前6月の内に設定する期間とする。</p> <p>なお、開設日が4月2日から9月30日までの期間内にある場合には、開設日の属する年度とその前年度において補助事業を実施することができるものとする。この場合、各年度の補助金の合計額は補助基準額を上限とし、また各年度の補助対象経費は明確に区分しなければならず、原則として交付予定額を次年度へ繰り越すことはできないものとする。</p> <p>補助対象経費は、補助対象期間に係る、対象施設の円滑な開所や既存施設の増床に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費であつて、事業完了日（開設日の前日をいう。以下同じ。）までに役務の提供、物品の引渡し及び対価の支払いが完了する次の経費。ただし、アに掲げる経費については、事業完了日の属する月の翌月末までに支払が行われるものに限る。</p> <p>ア 開設前の職員人件費</p> <p>イ 開設時に必要な設備、備品、消耗品等の購入経費。ただし、介護職員が使用することにより直接的に身体的負担の軽減をはかることができ、労</p>	10分の10
(2) 認知症高齢者グループホーム				
(3) 小規模多機能型居宅介護事業所				
(4) 看護小規模多機能型居宅介護事業所				
(5) 藤沢市が指定する小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	17,400千円	施設数		
(7) 施設内保育施設	5,200千円	施設数		

				<p>働環境の改善が見込まれる次のいずれかの介護福祉機器を含めること。</p> <p>(ア)移動・昇降用リフト</p> <p>(イ)自動車用車いすリフト</p> <p>(ウ)エアーマット</p> <p>(エ)特殊浴槽</p> <p>※リフトとともに稼働するもので、側面が開閉可能なもの。</p> <p>(オ)ストレッチャー</p> <p>※入浴用を使用するもの以外は昇降機能が付いているものとする。</p> <p>(カ)自動排せつ処理機</p> <p>(キ)車いす体重計</p> <p>(ク)腰痛予防に有効な福祉機器(電動ベッド、高機能の車いす、スライディングシート、スライディングボード、スタンディングマシーン等)</p> <p>ウ 職員採用活動経費</p> <p>エ 開設準備室運営経費</p> <p>オ 入所者又は利用者の募集活動経費</p> <p>カ その他事業の立ち上げに必要な経費</p>
--	--	--	--	--

備考

なお、当該事業は開設時（介護施設等の開設時及び増床時をいう。）に必要な経費等の支援を行うものであるが、以下の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。

- ・ 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。
- ・ 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、神奈川県がこれと同程度と認める場合であること。
- ・ 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能）。

対象施設	配分基礎 単価	単位	補助対象経費
イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費			
(1) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	520 千円	定員数 (※1)	<p>補助対象事業は、介護施設等において、次のア又はイに該当する大規模修繕を実施する際に、神奈川県「介護ロボット導入支援事業」及び「ICT導入支援事業」において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>ア 施設の一部改修：一定年数（※2）を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事</p> <p>イ 施設の付帯設備の改造：一定年数（※2）を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事</p> <p>補助対象期間は、導入効果の検証期間（少なくとも1ヶ月）を含む同一年度に設定する期間とする。また、本事業の補助対象期間と上記ア又はイに掲げる大規模修繕の実施期間が重複していること（一部でも可）。</p> <p>次に掲げる経費を補助対象とする。</p> <p>ア 介護ロボットの導入及び見守り機器導入に伴う通信環境整備に要する経費等（※3）</p> <p>イ タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（標準仕様やLIFE対応のための改修経費も含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外）、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費等（※4）</p>
(2) 認知症高齢者グループホーム			
(3) 小規模多機能型居宅介護事業所			
(4) 看護小規模多機能型居宅介護事業所			
(5) 藤沢市が指定する小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受ける			
(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8,640 千円	施設数	
(7) 施設内保育施設	2,600 千円	施設数	

(※1) 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては宿泊定員とする。

(※2) 一定年数とは、概ね10年とする。

(※3) 詳細の要件については、神奈川県「介護ロボット導入支援事業費補助金交付要領」のうち、4(3)～(4)、4(5)イ、4(5)ウ(イ)～(ク)、4(5)エ～オ、8(1)～(2)、8(5)を準用する。

(※4) 詳細の要件については、神奈川県「ICT導入支援事業費補助金交付要領」のうち、4(3)～(4)、4(7)、8(1)～(2)、8(4)～(5)を準用する。

3 定期借地権設定のための一時金の支出事業

細区分 対象施設	配分基準	補助対象経費	補助率
<p>ア 本体施設</p> <p>(1) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</p> <p>(2) 認知症高齢者グループホーム</p> <p>(3) 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(4) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(5) 施設内保育施設</p> <p>(6) 藤沢市が指定する小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</p>	<p>当該対象施設を整備する用地（アに掲げる本体施設又は県直接補助施設（神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱別表3の（3）の表【本体施設】のうち神奈川県から事業者へ直接補助を行う施設をいう。この表において同じ。）を整備する際に、イに掲げる合築・併設施設を整備する場合においては、当該合築・併設施設整備のための敷地を含めることができる。</p> <p>ただし、県直接補助施設を本体施設とする場合におけるイに掲げる合築・併設施設を整備する場合については、当該合築・併設施設に係る用地のみを対象とする。補助対象経費の欄において同じ。）に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等市長が定める合理的な方法による額）の2分の1</p>	<p>当該対象施設を整備する用地に係る定期借地権（50年以上のものに限る。）又は普通借地権（30年以上のものに限る。）の設定に際して授受される一時金（交付決定後に締結した定期借地契約により支出したのものに限る。）であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の借地代の引き下げが行われていると認められるものをいう）。</p> <p>ただし、普通借地権設定のための一時金を補助対象経費とするためには、次に掲げる要件を満たしていることを条件とする。</p> <p>(1) 当該用地について、当該対象施設を運営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。</p> <p>(2) 賃借料等が地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料等を支払い得る財源が確保されていると市長が認めること。</p> <p>(3) 賃借料等及びその財源が事業者の収支予算書に適正に計上されており、当該賃借料等を長期間にわたって安定的に支払い可能であると市長が認めること。</p>	<p>2分の1</p>
<p>イ 合築・併設施設</p> <p>(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> <p>(2) 認知症対応型デイサービスセンター</p> <p>(3) 介護予防拠点</p> <p>(4) 地域包括支援センター</p> <p>(5) 生活支援ハウス</p> <p>(6) 緊急ショートステイ</p>	<p>当該対象施設を整備する用地（アに掲げる本体施設又は県直接補助施設（神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱別表3の（3）の表【本体施設】のうち神奈川県から事業者へ直接補助を行う施設をいう。この表において同じ。）を整備する際に、イに掲げる合築・併設施設を整備する場合においては、当該合築・併設施設整備のための敷地を含めることができる。</p> <p>ただし、県直接補助施設を本体施設とする場合におけるイに掲げる合築・併設施設を整備する場合については、当該合築・併設施設に係る用地のみを対象とする。補助対象経費の欄において同じ。）に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等市長が定める合理的な方法による額）の2分の1</p>	<p>当該対象施設を整備する用地に係る定期借地権（50年以上のものに限る。）又は普通借地権（30年以上のものに限る。）の設定に際して授受される一時金（交付決定後に締結した定期借地契約により支出したのものに限る。）であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の借地代の引き下げが行われていると認められるものをいう）。</p> <p>ただし、普通借地権設定のための一時金を補助対象経費とするためには、次に掲げる要件を満たしていることを条件とする。</p> <p>(1) 当該用地について、当該対象施設を運営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。</p> <p>(2) 賃借料等が地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料等を支払い得る財源が確保されていると市長が認めること。</p> <p>(3) 賃借料等及びその財源が事業者の収支予算書に適正に計上されており、当該賃借料等を長期間にわたって安定的に支払い可能であると市長が認めること。</p>	<p>2分の1</p>

別表第2（第4条関係）各法令で定める国の財政上の特別措置による加算

区分	対象施設の種類	加算額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	地域密着型老人福祉施設	別表第1に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	地域密着型老人福祉施設	別表第1に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型老人福祉施設 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護支援事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 認知症対応型デイサービスセンター 	別表第1に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額

別表第3（第5条関係）

事業区分	対象除外の事業又は経費
<p>地域密着型サービス等施設整備事業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付決定前に着手した施設整備（第10条第2項に規定する場合を除く。） 2 他の国庫負担（補助）制度等により、既に国が当該事業の経費の一部を負担し又は補助している事業 3 土地の買収又は整地に要する費用等資産を形成するために要した経費 4 補助対象事業者以外の者が行う施設整備（補助対象事業者に建物所有権が帰属する場合を除く。） 5 職員の宿舍、車庫、又は倉庫の建設に要する経費 6 門、柵、塀などの外構工事に要する経費 7 既存建物の買取りに要する経費 8 備品や施設に固着しない設備等の取得等に要する経費であって施設開設準備事業に係る補助対象経費に該当する経費 9 災害イエローゾーンにおいて、介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、補助の対象外とする。ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる。 <ol style="list-style-type: none"> ア 土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次の（ア）から（エ）の全てに該当すること イ 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次の（ウ）及び（エ）に該当すること <ol style="list-style-type: none"> （ア）整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。 （イ）整備を行う介護施設等の事業用地において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の整備を認めない場合、介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないと市が判断したもの。 （ウ）整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。 （エ）整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が

	<p>非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。</p> <p>10 その他施設整備に関する経費として適当でないと市長が認めたもの</p>
施設開設準備経費等支援事業	
<p>ア 介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費</p>	<p>1 交付決定前に着手した施設開設準備経費等支援事業（第10条第2項に規定する場合を除く。）</p> <p>2 補助対象施設の開設後に発生した経費</p> <p>3 補助対象期間以外の期間を対象とする各種サービス（保証等）に係る経費</p> <p>4 社会通念上、工事費又は工事請負費として位置付けるべき経費</p> <p>5 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与に充てる経費</p> <p>6 現に当該事業の経費の一部について他の国庫負担（補助）制度が適用されている場合における当該経費</p> <p>7 既存施設から他の施設（サービス）への転換を行う場合の開設準備経費</p> <p>8 食料費、会食接待費等その他開設準備に関する経費として適当でないと市長が認めたもの</p>
<p>イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費</p>	<p>神奈川県「介護ロボット導入支援事業費補助金交付要領」及び「ICT導入支援事業費補助金交付要領」を準用する。</p>
<p>定期借地権設定のための一時金の支出事業</p>	<p>1 保証金（地代債務、契約終了時の建物撤去等、借り主の債務不履行の際の担保として授受され、契約終了時に原則返還を要求するものをいう。）として授受される一時金</p> <p>2 定期借地権の設定に係る契約の当事者が利益相反関係（土地の所有者が定期借地権者である法人の理事やその親族である等の場合をいう。）とみなされる場合における一時金</p> <p>3 現に当該事業の経費の一部について他の国庫負担（補助）制度が適用されている場合における当該経費</p> <p>4 その他定期借地権設定のための一時金の支出事業として適当でないと市長が認めたもの</p>

別表第4（第7条関係）

事業区分	申請に必要な添付書類		様式
地域密着型サービス等施設整備事業	1	地域密着型サービス等施設整備事業に係る補助金申請額算出内訳書	様式－整①
	2	地域密着型サービス等施設整備事業に係る基本情報	様式－整②
	3	建設用地の法令に基づく制限（都市計画法・建築基準法以外）	様式－整③
	4	建設用地の地番・面積等	様式－整④
	5	総事業費見積額及び財源計画	様式－整⑤
	6	資金収支計画表	様式－整⑥
	7	工事見積書	
	8	建設用地の登記事項証明書（原本）	
	9	建設用地の公図の写し	
	10	利用権に関する覚書、確約書又は仮契約書	
	11	現地案内図	
	12	建物配置図	
	13	建物立面図	
	14	各階平面図※	
	15	工程表	
施設開設準備経費等支援事業	1	施設開設準備経費等支援事業に係る補助金申請額算出内訳書	様式－開①
	2	（別表第1の2のアの場合） 施設開設準備経費等支援事業計画書	様式－開②
	3	（別表第1の2のイの場合） 介護ロボット・ICTの導入支援事業計画書	様式－開③
	4	（別表第1の2のイの場合） 大規模修繕事業計画書	様式－開④
	5	施設開設準備経費等支援事業に係る経費の見積書	

定期借地権設定のための一時金の支出事業	1	定期借地権設定のための一時金の支出事業に係る補助金申請額算出内訳書	様式一定①
	2	定期借地権設定のための一時金の支出事業に係る補助金対象面積確認書	様式一定②
	3	定期借地権設定のための一時金の支出事業計画書	様式一定③
	4	当該地の登記事項証明書（原本）	
	5	当該地の公図	
	6	定期借地権設定又は普通借地権設定に係る契約に関する覚書、確約書又は仮契約書	
	7	事業スケジュール(土地の契約から施設開設まで)	
	8	建物配置図	
	9	建物立面図	
	10	各階平面図※	
	11	当該地の路線価が確認できる書面	
	12	その他参考となる資料	

※部屋ごとの面積が入ったもので、占有・共有部分を色分けにより明示すること。また、補助の対象とならないサービスとの合築の場合には、補助対象の占有部分と補助対象外の占有部分を色分けする等して区分すること。

別表第5（第12条関係）

事業区分	完了届に必要な添付書類		様式
地域密着型サービス等施設整備事業	1	地域密着型サービス等施設整備事業に係る補助金精算額算出内訳書	様式一 整⑦
	2	総事業費決定額及び財源計画	様式一 整⑧
	3	工程表	
	4	完成後の写真・図面	
	5	地域密着型サービス等施設整備事業に係る経費の領収書及び内訳書	
施設開設準備経費等支援事業	1	施設開設準備経費等支援事業に係る補助金精算額算出内訳書	様式一 開⑤
	2	(別表第1の2のアの場合) 施設開設準備経費等支援事業完了報告書	様式一 開⑥
	3	(別表第1の2のイの場合) 介護ロボット・ICTの導入支援事業実績書	様式一 開⑦
	4	(別表第1の2のイの場合) 大規模修繕事業実績書	様式一 開⑧
	5	施設開設準備経費等支援事業に係る経費の領収書、内訳書（明細書）及び納品書	
	6	賃金台帳又は給与支払明細書の控えの写し（対象経費に人件費を含む場合に限る。）	
定期借地権設定のための一時金の支出事業	1	定期借地権設定のための一時金の支出事業に係る補助金精算額算出内訳書	様式一 定④
	2	定期借地権設定のための一時金の支出事業完了報告書	様式一 定⑤
	3	定期借地権設定に係る契約書	
	4	事業スケジュール（土地の契約から施設開設まで）	
	5	定期借地権設定のための一時金に係る領収書	
	6	地上権又は賃借権の設定登記が確認できる当該地の登記事項証明書の原本（普通借地権の場合に限る。）	

